

16. 水産製品製造業

- 魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業です。
- または、当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業です。
- わかめ等の海藻類水産動物等に含まれません。
- 改正前の旧16号（魚肉練り製品製造業）で製造されていた食品はこの許可の対象となります。
- 第26号（複合型そうざい製造業）又は第28号（複合型冷凍食品製造業）に該当するものは除きます。

